○東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に

関する規則の一部を改正する規則

産業人材対策課)

七

農業振興課

七

○東日本大震災に伴う農業大学校の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部

を改正する規則

○定時制高校出身者身元保証規則を廃止する規則

○父母のない児童等の身元保証に関する条例施行規則を廃止する規則

(子育て支援課)

同

七 七

富

谷

市

富谷市、

に改める。

情報政策課

六

律施行細則の一部を改正する規則

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

○産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

公

免除に関する条例施行規則

税

務

課

同 同

六  $\equiv$  報

○事務委任規則の一部を改正する規則 ○行政組織規則の一部を改正する規則

規

則

入

目

次

○被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

訓

令

甲

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

規

則

平成二十八年七月十二日

## 行 発

宮 城 県 (総務部私学文書課) 宮 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行) ○宮城県規則第九十四

行政組織規則の一部を改正する規則

事 同 課 ージ 第三十八条第二項の表を次のように改める 第三十二条第一項の表宮城県仙台北県税事務所の項中 第三十一条第二項の表を次のように改める。 行政組織規則 宮城県公務研修所 名 称 (昭和三十五年宮城県規則第七十六号) 位 の一部を次のように改正する。  $\lceil \circ \rceil$ の 下 に

一、

富谷市」

を加える

置

ンター宮城県動物愛護セ 名 称 富谷市 位 置

第六項の表宮城県仙台保健福祉事務所黒川支所の項中 第四十条第一項の表宮城県仙台保健福祉事務所の項中 |岩沼市| の 下 に \_ 富谷市」を加え、 同条

富黒 谷川 町郡 黒川郡 を

下 に ¬、 第四十 富谷市」を加え、 | 条第一項の表宮城県塩釜保健所の項及び第二項の表宮城県塩釜保健所の項中「岩沼市」の 同条第五項の表宮城県塩釜保健所黒川支所の項中

富黒 谷川 町郡 黒川 を

第六十三条第一項の表宮城県仙台地方振興事務所の項中 第四十八条第 一項の表宮城県中央児童相談所の項中 「東松島市」の下に「、 「岩沼市」 「岩沼市」 の下に「、富谷市」を加える。 富谷市」を加える。 の 下 に 「富谷市」を加え、 同条

浩 一項の表宮城県仙台地方振興事務所の項中

宮城県知事 村

(1)

課 七

入

事

富

谷

市

富谷市、

黒川

に改める。

井 嘉

加える。 第七十一条第二項の表宮城県仙台農業改良普及センターの項中「多賀城市」の下に「、富谷市」 を

務所の項中「岩沼市」の下に「、富谷市」を加える。 第七十五条第一項の表宮城県仙台家畜保健衛生所の項及び第九十五条第一項の表宮城県仙台土木事

富谷町」を削る。 第九十七条第二項の表宮城県中南部下水道事務所の項中「大崎市」の下に「、富谷市」を加え、「、

を削る。 別表第三吉田川流域下水道の項中「黒川郡大和町」を「富谷市、黒川郡大和町」に改め、「、富谷町\_

附 則

この規則は、 黒川郡富谷町を富谷市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県規則第九十五号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中中「限り、」の下に「第五条の規定により保健福祉事務所長に委任されたもの及び」

を加え、同条に次の一号を加える。

三 身元保証人確保対策事業に係る身元保証及び連帯保証(児童相談所の所掌事務に係るものに限

第八条の二に次の一号を加える

三 身元保証人確保対策事業に係る身元保証及び連帯保証(女性相談センターの所掌事務に係るも のに限る。

第九条を次のように改める。

第九条 さわらび学園長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

児童福祉法第五十六条第二項の規定による自己負担額の徴収(さわらび学園の所掌事務に係る

ものに限り、第五条の規定により保健福祉事務所長に委任されたものを除く。

身元保証人確保対策事業に係る身元保証及び連帯保証(さわらび学園の所掌事務に係るものに

第十八条第一項第三十六号中「富谷町」を「富谷市」に改める。

附 則

定及び第九条の改正規定は公布の日から、第十八条第一項第三十六号の改正規定は黒川郡富谷町を富 谷市とする処分が効力を生ずる日から施行する。 この規則中第八条第一号を改め、同条に一号を加える改正規定、第八条の二に一号を加える改正規

をここに公布する。 被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例施行規則

平成二十八年七月十二日

○宮城県規則第九十六号

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例施行

宮城県知事

村

井

嘉

浩

関する条例(平成二十八年宮城県条例第四十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事 項を定めるものとする。

第一条 この規則は、被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に

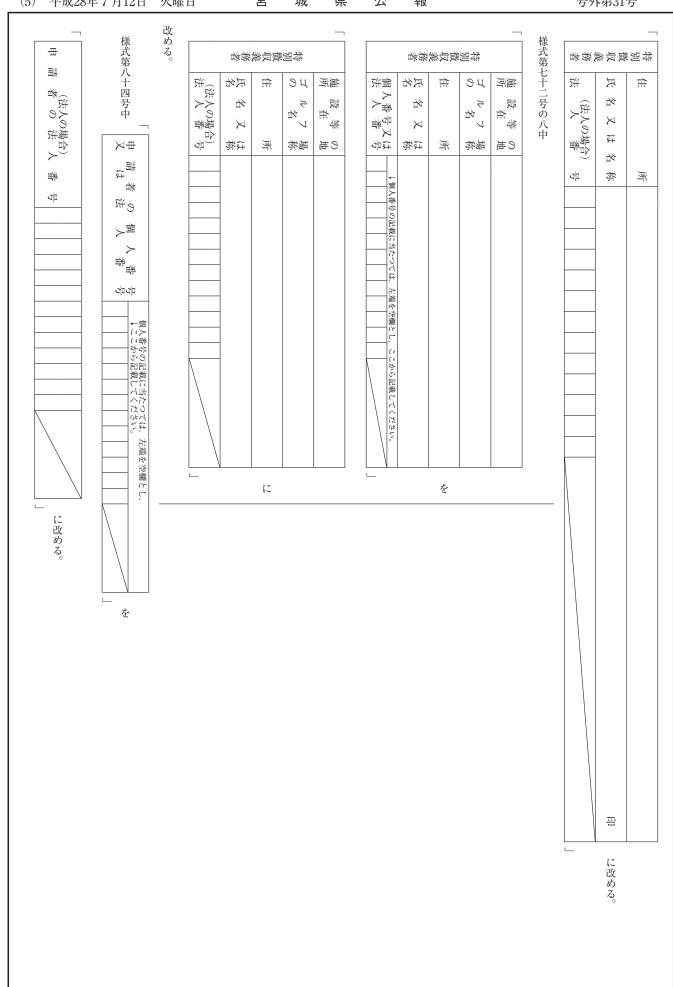
(免除申請書)

第二条 条例第三条に規定する申請書は、別記様式によるものとする。

この規則は、公布の日から施行する。

(3)	平成28年	7月12日 3	火曜日	宮		県	公		報				号列	<b>卜第31</b>	· 亏
譲渡した土地 備		当	取得した土地			が で が で が が に が に り に り に り に り に り に り に り に り	中後		ω ~~**	net .		別記			
	<b>₩</b>	譲渡した土地に関する権利の内容	土地の所在	取得年月日		土地の所在	個人番号又は法人番号	受けよう とする者) 名 名 又 は とする者)	請者 フリガナ	住所	被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例第 3条の規定により、下記のとおり不動産取得税の免除をされるよう申請します。	宫城県		X TO FILL	別記様式(第2条関係)
			<b>地</b> 番			地番	↓個人番号の記載に当たっては			電話番号	Eの交換により土地? ワとおり不動産取得 <b></b>	所長 殿		不動産取得	
			地租	登記年月日		地目 地積	たっては、左端を空襲とし、				と取得した場合の県移 気の免除をされるよう			税免除申請書	
			㎡ 持分 (敷地権割合)			ni 持分 (敷地権割合)	ここから記載してください。				(の課税免除に関する条) 申請します。		年 月		
		請       氏名(名称及び 代表者の氏名)         人       1個人番号の記載に当たつては、左端を空棚とし、ここから記載してください。 法、人、番・号	型中) 様式第十八号 (その二)中	様式第四号の二中「「主」が、「主」が、「ことのる。	様式第四号中   60 人 梅 ゆ 」を   62 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□中)	第四十二条の五第二項第一号を次のように改める。	第四十二条の五第一項第一号を次のように改める。		第四十二条の四第一項第一号を次のように改める。及び氏名又は名称)	一 承認を受けようとする者の住所、名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、4※宮部 第二十六条の二第一項第一号を次のように改める。 宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。	宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則(宮地県規則の一名を改正する規則)	日の宮城県規則等も十七号宮城県知事が、村の井の幕の田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
		<sup>*</sup>   哥     を				入は名称)	又は名称)		入は名称)		は、 住 所		浩	ì	

号外第31号 平成28年	年7月12日	火曜日 宮	城 県	公	報		(4)
						一 改	
粉	特別徴収義	式第	供者	滞	提 供 者	□ 様める。	一
個 人 番 号 X は	住 所	様式第五十八号(その一)(表)中 ス 名 宮 地 高入晦中	K名(2000)       印       1.2000         代表者の氏名)       (法人の場合)         法人、番号       1.2000		E/71 (71/年)   E/71 (71/年)   F/7 (71/4)   F/7 (71/4)	<u>*</u>	住所 (所在地) 氏名 (名称及び 代表者の氏名) (法人の場合) 法 人 番 号
		様式第七十二号の五中	「 選 党 始		第五十八号(その三)中	株式第五十八号(その二)(表)中   田   A   A   を	「



号外第31号	平成28年7月12日	火曜日 宮	城 県	公	報		(6)
平成二十八年七月十二日産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。	RAXは名巻   (洪人の遊中)   に改める。   (武人の遊中)   (武人の遊中)   (武人の遊中)   (武人の夢中)   (武人の夢	(192) 個人番号又は 「ごごみの課題してください。 法 人 番 号   「ごぶの課題してください。 住 所	大学 1.4 で 1	届出者の法人番号   に改める。	様式第八十四号の四中    Man	屈 出 者 の 個 人 郷 号 ↓ここから記載してください。 又 は 浜 人 郷 号 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	個人番号の記載に当たく
三 奨励費に係る変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する定及び変更についての通知 二 調書等に係る事実についての審査、その調書等の提出に対する応答又は奨励費の支弁区分の決	変更に係る調書等の受理		<ul><li>○宮城県規則第九十九号</li><li>宮城県知事 村 井 嘉 浩 平成二十八年七月十二日</li><li>る規則をここに公布する。</li></ul>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正す		産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則 「	○宮城県規則第九十八号 宮城県知事 村 井 嘉 浩

児童若しくは生徒又は県が設置する中等教育学校(前期課程に限る。)に入学又は転学した生徒 該当するものをいう。)に対する奨励費の支給 で学校教育法施行令 年度の中途において入学又は転学した児童等(県内の特別支援学校に入学又は転学した幼児、 (昭和二十八年政令第三百四十号)第二十二条の三に規定する障害の程度に

第三条の次に次の一条を加える。

(条例別表第三に定める情報)

第四条 条例別表第三の規則で定める情報は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条 第一項の被保護者であった者又は同条第二項の要保護者に係る奨励費の支弁に関する情報とする。

則

この規則は、公布の日から施行する。

父母のない児童等の身元保証に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百号

父母のない児童等の身元保証に関する条例施行規則を廃止する規則

父母のない児童等の身元保証に関する条例施行規則(昭和三十一年宮城県規則第二十二号)は、 廃

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

定時制高校出身者身元保証規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百一号

定時制高校出身者身元保証規則を廃止する規則

定時制高校出身者身元保証規則(昭和四十三年宮城県規則第五十四号)は、廃止する。

この規則は、公布の日から施行する。

(7)

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県規則第百二号

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正す

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則(平成二十三年宮城

県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に伴う農業大学校の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公

平成二十八年七月十二日

○宮城県規則第百三号

東日本大震災に伴う農業大学校の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

宮城県知事

村

井

嘉

浩

東日本大震災に伴う農業大学校の寄宿舎料等の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第五十

号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十七号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

号外第31号	平成28年7月12日	火曜日	宮	城	県	公	· 報								(8)
								この訓令は、平成二十八年七月十二日から施行する。	附則	の条例又は規則に係る市町村長からの協議に対する回答	定による同法附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第二十九条の十第一項	五 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第二十条第二項の規	一号を加える。	別表第一税務課長の専決事項の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の	事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。